

平成21年7月13日

各位

会社名	株式会社ネットインデックス
代表者名	代表取締役執行役員社長 田中 芳邦 (JASDAQ・コード6634)
問合せ先 役職・氏名	取締役執行役員経営企画本部 野村 淑智 本部長
電話番号	03 - 5250 - 7200

新株予約権（有償ストックオプション）の付与に関する事項について

当社は、平成21年7月13日開催の取締役会において、会社法第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役、従業員及び取引先に対して、下記のとおり新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は本新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

1. 本新株予約権の募集の目的及び理由

当社は前期において経営環境の悪化による業績の懸念がありましたが、希望退職制度実施を含む経営の建て直しにより今事業年度の業績向上の目処がたちました。そんな中、中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層の意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、当社取締役、従業員及び取引先に対して、有償にて本新株予約権を発行するものであります。

従前にインセンティブ目的で発行したストックオプション（第1回新株予約権 無償ストックオプション：行使価額1株当たり242,500円、平成17年9月16日発行）、（第5回新株予約権 無償ストックオプション：行使価額1株当たり240,000円、平成19年3月23日発行）、（第6回新株予約権 無償ストックオプション：行使価額1株当たり240,000円、平成19年3月23日発行）の行使はまったく進んでいない状況で、平成21年1月度より、役員報酬及び従業員給与のカット及び一般経費の圧縮を実現させており、低費用で実効性の高いインセンティブプランにより人材のモチベーションアップを図り、業績達成に向けての起動力とする必要がありました。

本新株予約権が行使されると、既存株主の保有株式が一定程度希薄化することになるものの、当社役員、従業員及び取引先が本新株予約権を有償で取得することで、各々が、当社株主の皆様と共に株価上昇のメリットのみならず株価下落によるリスクをも共有しながら、株価上昇及び業績向上に邁進していくことが期待できることから、当社企業価値の増大に大きく寄与し、将来的に既存株主様の持分価値向上に資するものと考えております。

また、本新株予約権の発行にあたり、すでに付与していたストックオプション、第1回新株予約権（無償ストックオプション：行使価額1株当たり242,500円、平成17年9月16日発行）、第5回新株予約権（無償ストックオプション：行使価額1株当たり240,000円、平成19年3月23日発行）、第6回新株予約権（無償ストックオプション：行使価額1株当たり240,000円、平成19年3月23日発行）については権利放棄の承諾を得て全て消却いたしました。

なお、本新株予約権は、「4. 募集新株予約権の内容」「(6) 新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、権利行使価額を基準として当社株価が一定ラインまで下落した場合には、被割当者たる当社取締役、従業員及び取引先に対し、本新株予約権の行使期間満了日までに、権利行使価額にて本新株予約権を行使することを義務付けており、被割当者が株価下落に対する一定の責任を負う内容となっております。

2. 本新株予約権の総数

1,600個

上記総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 本新株予約権と引換えに払込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、977 円とする。

発行価額の算定方法は、新株予約権の発行における取締役会決議日の前営業日において、モンテカルロ・シミュレーション方式により第三者機関が算定した新株予約権の理論値を参考に決定しました。

4. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類および数

①新株予約権の目的となる株式

当社普通株式 1,600 株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

②本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数

本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は、1 株とする。ただし、上記①に定める新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式の数の調整を行うことができるものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、(1) ②に定める本新株予約権 1 個の株式の数を乗じた金額とする。

1 株あたりの行使価額は、43,800 円とする。

行使価額の算定理由は、本新株予約権の発行決議日の直近日におけるジャスダック証券取引所における当社株式の普通取引の終値 43,800 円を 1 株あたり行使価額としております。

なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、

次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成 22 年 4 月 1 日より平成 23 年 3 月 31 日までとする。

(4) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 本新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者の相続は認めない。

② 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の 1 月間（当日を含む直近の 20 本邦営業日）の平均株価が一度でも権利行使価額に 40% を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を、行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

5. 本新株予約権の申込期間、割当日及び払込期日

申込期間：平成 21 年 7 月 23 日～平成 21 年 7 月 28 日

払込期日：平成 21 年 8 月 3 日

割当日：平成 21 年 8 月 3 日

6. 本新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 4. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の募集新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記4.(1)に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4.(3)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.(3)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4.(4)に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記4.(6)に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記6に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
8. 本新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
9. その他の事項
本新株予約権の割当てを受ける者及び数
当社取締役、監査役及び従業員 35名 1,500個
取引先 2名 100個

以上